

付 議 第 3 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年 8 月教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「全国高等学校総合文化祭推進室及び」を削る。

第8条を削り、第7条の2を第8条とする。

第13条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条第1項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項に次の1号を加える。

（6）教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。

第40条の表高知県教科用図書選定審議会の項中

「小中学校課」

を

「小中学校課

特別支援教育課」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

令和 3 年度の組織改正により、高等学校課の全国高等学校総合文化祭推進室を廃止すること等に伴い、必要な改正をしようとするものである。

新
新

旧

対

照
表

旧

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

第2章 事務局

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等
（課及びその内部組織）

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等
（課及びその内部組織）

第6条 略

第6条 略

2 高等学校課の内部組織として、学校支援チームを置く。

2 高等学校課の内部組織として、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チームを置く。

3 略

3 略

（教育政策課員駐在所）

（教育政策課員駐在所）

第8条 略

第7条の2 略

（高等学校課員駐在所）

（高等学校課員駐在所）

第8条 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務
（高等学校課）

第1款 課の分掌事務
（高等学校課）

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（6） 略

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（6） 略

（7）～（20） 略

（7）全国高等学校総合文化祭に関すること。
（8）～（21） 略

第3章 教育機関

第3章 教育機関

第1節 教育センター
（事務分掌）

第1節 教育センター
（事務分掌）

第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（6） 略

第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（1）～（6） 略

(7) 略

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。

3・4 略

第7章 教育機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとす。

名称	担任事務	所管課
略	略	略
高知県教育 用図書選定 審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務についての教育委員会が行う指導、助言及び援助に関する事項等の調査審議並びに当該事項等に関する教育委員会に対する建議に関する事務	小中学校課 特別支援教育課
略	略	略

(7) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。

(8) 略

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

3・4 略

第7章 教育機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとす。

名称	担任事務	所管課
略	略	略
高知県教科 用図書選定 審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務についての教育委員会が行う指導、助言及び援助に関する事項等の調査審議並びに当該事項等に関する教育委員会に対する建議に関する事務	小中学校課
略	略	略